

市町村が定める基準により算定した費用の額(下表の1割が利用負担額)となります。

	(単位数)	利用料		
		10割	1割負担	
移動支援サービス	20分以上30分未満	235	¥2,392	¥240
	30分以上1時間未満	409	¥4,163	¥417
	1時間以上1時間30分未満	593	¥6,036	¥604
	1時間30分以上2時間未満	669	¥6,810	¥681
	2時間以上2時間30分未満	746	¥7,594	¥760
	2時間30分以上3時間未満	822	¥8,367	¥837
	3時間以上3時間30分未満	893	¥9,090	¥909
	3時間30分以上4時間未満	963	¥9,803	¥981
	以降30分を増すごとに	70	¥712	¥72

※夜間(18:00~22:00)又は早期(6:00~8:00)の場合

上記単位数の25%増し

※深夜(22:00~6:00)の場合

上記単位数の50%増し

※訪問介護員2名派遣の場合

上記単位数 × 200/100

【その他料金】

キャンセル料	前日17時までにご連絡を頂いた場合：無料 前日17時以降の場合：1,500円
実施地域外におけるサービス提供時の交通費	交通費の実費を頂きます。車を使用した場合は10km未満500円、10km以上1000円を頂きます。

※介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、計画の見直しを行いません。

※利用者の体調等の理由で介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。

※サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用や通院介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費は別途ご負担頂きます。

※利用者の病変・急な入院等やむを得ない事情のある場合はキャンセル料は頂きません。

【ご利用料金等の請求及び支払い方法】

ご利用料金その他の費用の請求方法等	ご利用料金を、請求月の末日までに下記の方法にてお支払いください。 ①ご利用者指定口座からの自動振替(郵便局・その他金融機関) ②事業所指定口座への振り込み ③現金支払い お支払いの確認をされましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しいたしますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)
お支払い方法等	ご利用料金を、請求月の末日までに下記の方法にてお支払いください。 ①ご利用者指定口座からの自動振替(郵便局・その他金融機関) ②事業所指定口座への振り込み ③現金支払い お支払いの確認をされましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しいたしますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)